京都労働学校内自動販売機設置　仕様書

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当が行う京都労働学校内における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に当たり、仕様を以下のとおり定めます。

１　設置目的

施設利用者の利便性の向上と京都市の使用料の増収を図ることを目的に、京都労働学校内に飲料自動販売機を設置します。

２　設置条件等

⑴　設置場所、台数、寸法上限、最低使用料等

場所及び寸法（mm）上限	台数	最低使用料（税込）
設置場所：京都労働学校 所 在 地：中京区壬生仙念町３０番地の２（四条通御前西入） 京都労働者総合会館（ラボール京都）３階 寸　　法：Ｗ１３００×Ｄ９００×Ｈ２０００	１台	**１９９，０００円**

※　寸法には、使用電力量及び使用水道量計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

⑵　空容器回収箱

ア　設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

イ　空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

ウ　回収箱の形式に指定はありませんが、京都市担当部署と事前協議のうえ設置してください。

⑶　取扱商品及び販売価格

ア　取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行わないこととします。

イ　販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

⑷　設置機種等

ア　インドア型の飲料用自動販売機

イ　環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開園時間外や閉園日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

ウ　電気子メーター

設置事業者は、設置する自動販売機に使用電力量計測用の電気を設置してください。

⑸　耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担が掛からない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者において負担してください。

⑹　衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

⑺　緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置する自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示してください。

⑻　維持管理等

ア　フルオペレーション

設置事業者においては、自動販売機の設置から商品補充、メニューの変更、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ　作業時間等

作業内容、作業時間等については、男女共同参画推進担当と事前協議のうえ、施設業務に支障を来すことがないよう十分に注意して行ってください。

⑼　機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、あらかじめ男女共同参画推進担当に申し出たうえで承諾を得てください。

３　応募資格要件

次の⑴又は⑵のいずれかに該当する方は、設置事業者に応募することができます。

⑴　京都市競争入札参加資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること。

イ　「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ　京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。

⑵　京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、**自己を証明する書類（注）**を提出する方

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること。

イ　「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、２年を経過しない者及

びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ　京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。

カ　次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者と認められる者でないこと。

（ア）申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団であるとき。

（イ）申出者又は応募者の経営に暴力団が実質的に関与しているとき。

（ウ）申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方については、応募に当たって、一定の方を除いて※下記の書類の御提出をお願いすることになります。

＜応募者が個人であるとき＞

- 印鑑登録証明書（応募日から３か月以内に発行されたもの）
- 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）

＜応募者が法人であるとき＞

- 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から３か月以内に発行されたもの）
- 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）

※　自己を証明する書類の提出を免除する方

１　国内証券取引所上場企業

２　法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体から免許、許可を得て設立される法人

３　その企業実態について、特別の事情により、上記１及び２に準じて、本市の契約相手方として足りる信頼性があると認められるもの

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

４　募集条件等

⑴　設置期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間とします。

なお、令和９年４月１日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長２年を限度に引き続き使用許可を更新します。

⑵　使用料

ア　応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年間の使用料を百円単位で記入してください。

イ　使用料の納入

(ｱ) 本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度の年額使用料を納入してください。

(ｲ) 本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合においては、自動販売機の撤去に要する経費、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

ウ　更新後の使用料

上記４－⑴に記載する使用許可の更新が果たされた場合は、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

⑶　必要経費

ア　自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する一切の費用は、営業事業者の負担とします。

イ　電気料金

(ｱ) 自動販売機の運転等に必要な電気及び水道料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

(ｲ) 電気料金は、設置施設の管理運営を行う（公社）京都勤労者学園の指示に基づき、原則、四半期ごとに納入してください。

⑷　遵守事項等

ア　募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納入してください。

イ　本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ　その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

５　応募申込手続等

⑴　申込方法

ア　郵送による場合

(ｱ) 受付期間

令和８年３月１０日（火）から令和８年３月２３日（月）まで（必着）

(ｲ) 送付先

〒６０４－８５７１
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８
京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当　宛

(ｳ) 送付方法

郵便で送付してください。
なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなします。

イ　持参による場合

(ｱ) 受付期間

令和８年３月１０日（火）から令和８年３月２３日（月）まで
【午前９時～正午、午後１時～午後５時】　※　受付は平日のみ

(ｲ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８
京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当　まで

(2) 必要書類（各１部）

ア　応募用紙　様式１
イ　販売予定品目（自動販売機用）
ウ　設置予定機器等の仕様が分かる資料
} 様式は任意です。

(3) その他

ア　上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。
イ　提出された書類の返却は行いません。
ウ　様式は、男女共同参画推進担当のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス
https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/20-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html

６　質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書（形式略）により、電子メールで送信してください（。

（１）受付期間

令和８年３月１０日（火）９時から３月１６日（月）午後５時まで

（２）メールアドレス

danjo@city.kyoto.lg.jp

（３）回答

当室で質問を取りまとめたうえ、令和８年３月１８日（水）頃に京都市情報館内の男女共同参画推進担当ホームページに掲載します。

(4) その他

ア　電子メール以外での質問には、一切応じません。
イ　応募内容、審査等に関する問合せには一切応じません。
ウ　様式は、男女共同参画推進担当のホームページからダウンロードできます。

7　設置事業者の決定

⑴　決定方法

ア　提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「３　応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が「２　設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

イ　上記の最高金額である応募者が２者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定します。

⑵　決定予定日

令和８年３月下旬

⑶　決定後の通知及び公表

決定後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。

また、男女共同参画推進担当ホームページにおいて、決定された設置事業者が法人か個人かの区分と決定額を掲載します。

ホームページアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/20-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html

⑷　応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア　指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ　応募者の記名押印がないもの

ウ　同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの

エ　他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

オ　応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの

カ　応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの

キ　設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

ク　その他募集要項の条件等に違反したもの

8　使用許可申請手続

設置事業者に決定した者は、次の手続を行ってください。

⑴　行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請書を提出してください。

⑵　設置する機器等の資料の提出

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出してください。

９　設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

⑴　正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合

⑵　設置事業者の決定後、「３　応募資格要件」を満たさなくなった場合

⑶　その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10　その他

⑴　４－⑶に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者で負担していただきます。

⑵　設置事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。

参考資料

○　（公社）京都勤労者学園の開園時間等

開園時間　　月～金曜日　　午前９時から午後８時３０分まで

土曜日　　午前９時から午後５時まで

休 園 日　　日曜日、祝日、５月１日、８月の土曜日、１２月２９日から１月４日まで

※　８月は講座を開催しない。

○　（公社）京都勤労者学園が開催する市民向け講座「京都労働学校」の入学者数（令和６年４月～令和７年３月）

延べ約１，３００人

○　販売実績（令和６年４月～令和７年３月）

５，３５８カップ

様式１

年　　月　　日

（あて先）京　都　市　長

応　募　用　紙

京都労働学校内自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）を確認のうえ同意し、京都労働学校内における自動販売機設置事業者に応募します。

なお、募集要項に規定する応募資格要件に違反していないとともに、京都市税、水道料金及び下水道料金の滞納がないことを誓約します。

また、設置事業者として決定された場合は、各応募者へ氏名・名称及び決定金額が通知されるとともに、個人・法人の別と決定金額が公表されることに同意します。

氏名・名称 及び代表者名	㊞								
住所・所在地	〒　　－								
担当部署･担当者 氏名・連絡先	（担当部署） （氏　　名） （連 絡 先）　　－　　－								
応　募　金　額 （提案使用料） ※税込金額を記載		千万	百万	十万	万	千	百	十	円

【注意事項】

1　一度提出された応募用紙は、引換え、変更又は取消しはできません。

2　書き損じたときは、訂正をせずに、新しい応募用紙に記載してください。

3　応募金額は、アラビア数字で右詰めで記載し、頭部に「￥」を付けてください。

【添付書類】

1　自己を証明する書類（京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方）

2　販売予定品目

3　設置予定機器等の仕様が分かる資料

4　その他参考資料（　　）

誓約書

誓　約　書

（宛先）	年　　月　　日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話　　－

暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

誓約者並びに京都市暴力団排除条例第２条第４号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第５号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏　　名	フリガナ	生年月日	性　別

注　誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

（１）　誓約者が法人である場合　京都市暴力団排除条例第２条第４号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）

（２）誓約者が個人である場合　誓約者及び京都市暴力団排除条例第２条第４号ウに規定する使用人